

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
平成27年11月26日(木)
午後2時00分 解禁

担 当	労働基準部 賃金室
	賃金室長 吉岡宏修
	賃金指導官 横井寿洋
	電話 075-241-3215

京都府特定（産業別）最低賃金額の改正決定について — 5業種の発効日は12月26日 —

京都地方最低賃金審議会（会長 久本憲夫 京都大学公共政策大学院教授）は、8月3日に京都労働局長から5業種の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について諮問を受け、数次にわたる審議を重ねた結果、10月27日京都労働局長あて、下記1の5業種の京都府特定（産業別）最低賃金の改正について答申を行いました。

京都労働局長（井内雅明）は、この答申を受け所定の手続きを行い、本日11月26日改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行いました。

これにより上記の諮問があった5業種すべてが改正決定されました。

- 1 京都府特定（産業別）最低賃金の改正状況は下記のとおりです。

記

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	改正金額	改正前	引上額	引上率	効力発生年月日
金属製品製造業最低賃金	時間額	868円	854円	14円	1.64%	平成27年12月26日
電気機械器具製造業最低賃金	時間額	867円	853円	14円	1.64%	平成27年12月26日
輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	873円	860円	13円	1.51%	平成27年12月26日
各種商品小売業最低賃金	時間額	818円	803円	15円	1.87%	平成27年12月26日
自動車（新車）小売業最低賃金	時間額	809円	790円	19円	2.41%	平成27年12月26日

2 今回、下記の3業種については、改正諮問が行われていません。

特定（産業別） 最低賃金の名称	区分	現行金額	発効日
印刷業最低賃金	地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金が適用されます。平成27年10月7日からは京都府最低賃金時間額807円が適用されます。		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金	時間額	822円	平成20年12月21日
自動車小売業最低賃金	時間額については京都府最低賃金807円が適用になります。ただし、日給制労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。		

※ 特定（産業別）最低賃金の改正審議を行うには、その最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の3分の1以上の者の合意による労働局長への申出を要件としているところ、上記3業種については当該申出がなされていないため、今年度は審議されていないものである。